

1 農薬の登録制度

農薬は、毒性、作物への残留、環境への影響等に関する様々な試験成績に基づき、安全性の評価を行っています。試験の結果、安全と認められる農薬のみを登録し、定められた使用方法を遵守することで、その安全性を確保しています。

試験の実施

メーカーが、安全性等に関する試験を実施

農薬の登録

国が審査し、安全と判断したもののみ登録

使用方法の遵守

登録された農薬を、定められた使用方法に従って使用

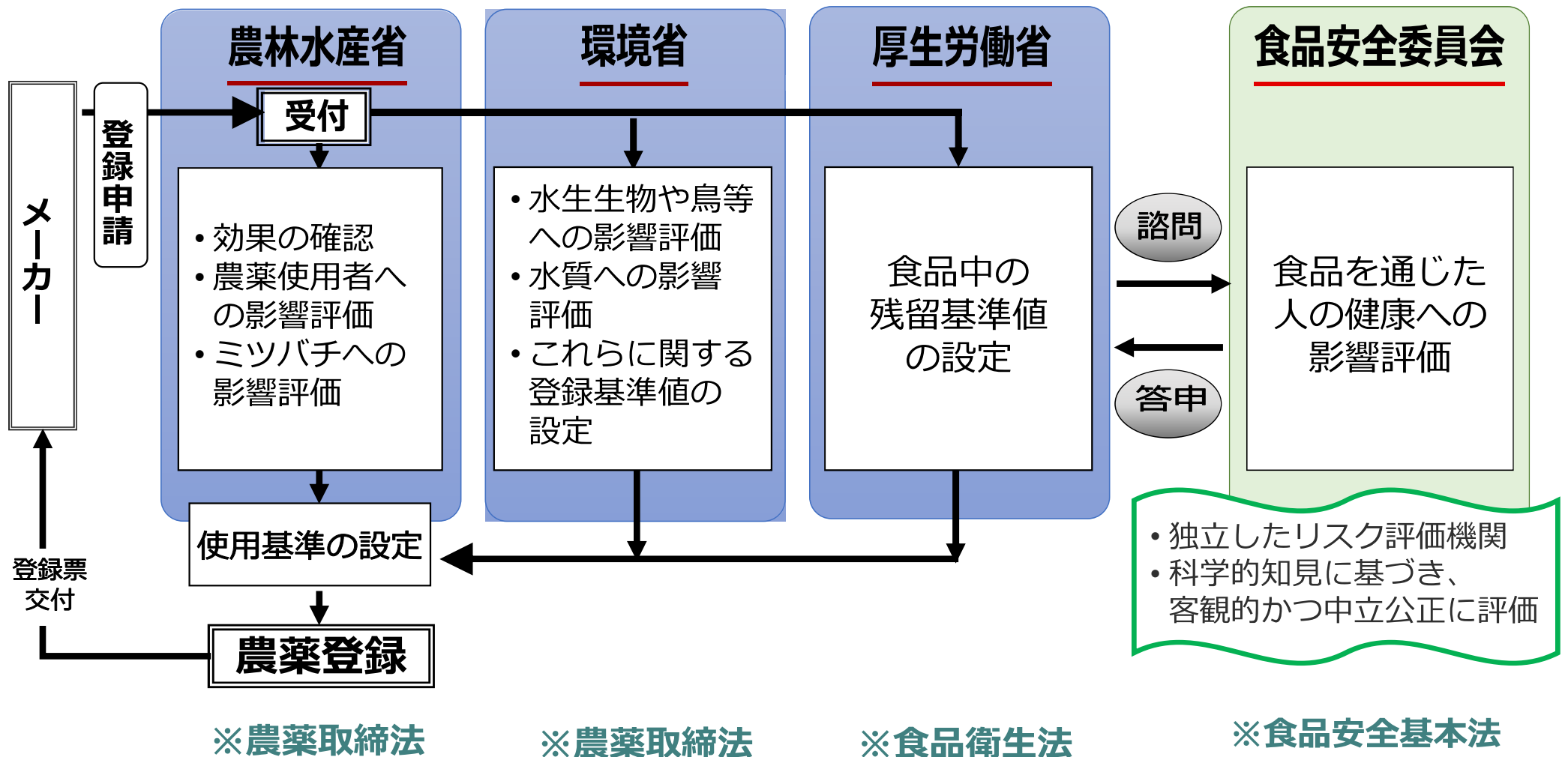
農薬の登録申請時に必要となる試験成績

- ① 【薬効・薬害】 雑草や病害虫等に対する効果、農作物の生育に対する害に関する試験
- ② 【毒性試験】 毒性に関する試験（人への健康影響）
（急性経口毒性、皮膚刺激性、遺伝毒性、発がん性、急性神経毒性など）
- ③ 【残留試験】 農作物等への残留に関する試験
- ④ 【環境影響】 土壌や魚類等の環境への影響に関する試験
（土壌残留、土壌中の動態、魚類・甲殻類・ミツバチ等の影響など）



2 農薬の登録制度（関係省庁と役割）

安全性が確認された農薬だけを登録するために、関係省庁が連携して取り組んでいます。



肥料は作物の栄養源！

～植物の栄養と肥料～

植物の正常な生育を促すためには、植物に必要な**栄養(元素)**を必要なだけ確保しなければなりません。一定量を確保できる必要元素は、**土壌や灌漑水**からだけでは十分に供給できないため、**肥料で補う必要があります**。肥料は作物の生育にとってとりわけ重要な**“栄養分”**と言えます。

○肥料

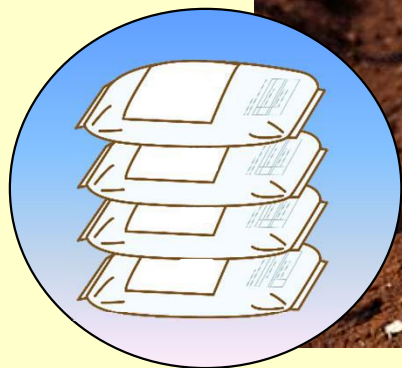


植物の生育に
必要不可欠なもの
→ 空気・水

○液体肥料



農作物は、N, P, K(窒素、リン酸、カリ)等の無機成分を根から吸収して生育します。これらの成分を補い、安定的に農作物に供給するものが**肥料**です。



○土壌改良資材



○有機質肥料

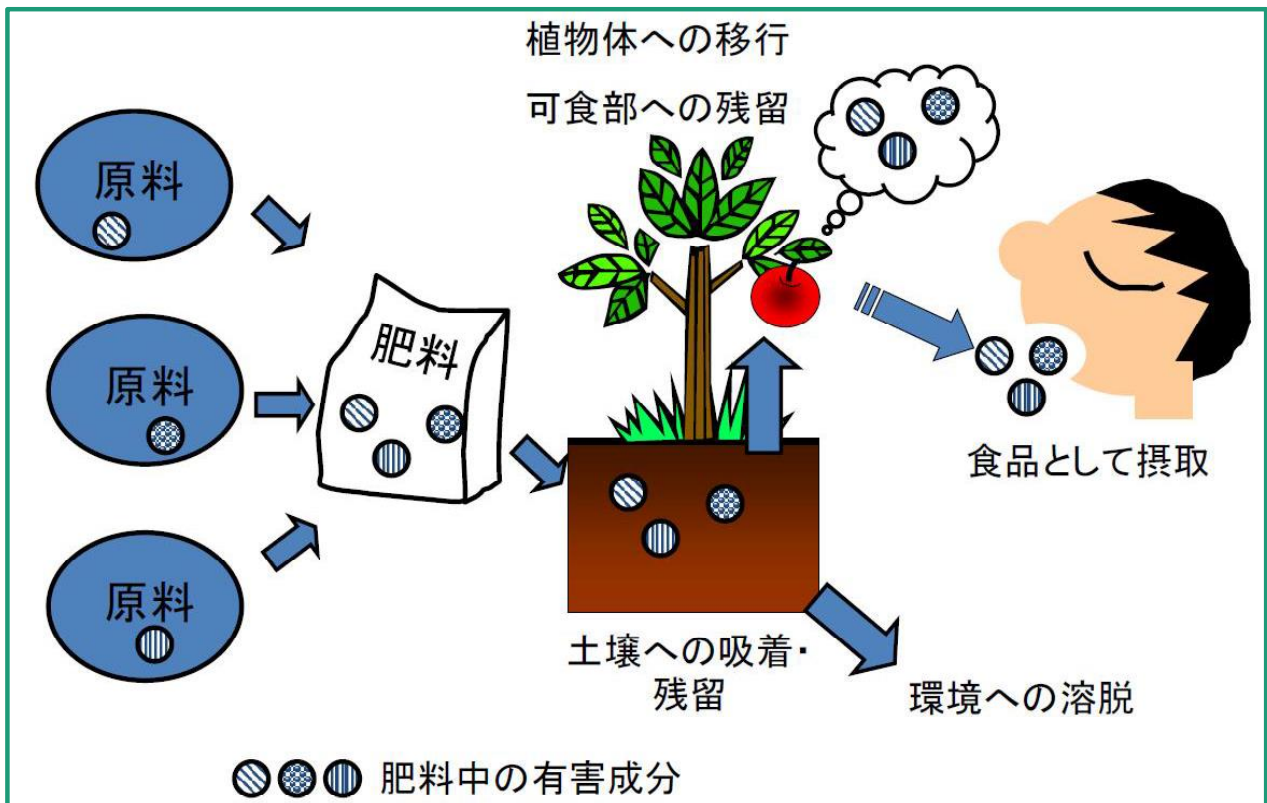
▲ 作物の生産に必要な肥料や資材

肥料の品質の確保
等に関する法律！

～肥料の安全性確保について～

作物が成長するためには、作物に必要な元素（窒素、りん酸、加里等）の栄養分の補給が必要です。

また、カドミウム、水銀、鉛等のように有害な重金属を過剰に与えると、作物の生育だけではなく、作物が吸収した重金属により作物を食べた人や動物に害を与え悪影響を及ぼすこととなります。



肥料法により、肥料の品質と安全性の確保が担保され、肥料の供給を受ける農家等においても安心して活用することができるという信頼が得られています！

公定規格・・・普通肥料については、品質や安全性を確保するため、肥料の種類ごとに公定規格を定められており、重金属等が許容値を超えるものの生産、流通は禁じられています。

右の表は含有が許される有害物質の一覧です。

立入検査の実施・・・流通後も、肥料の生産業者に対して立入検査を実施し、重金属の含有量等を確認するとともに、品質管理の徹底のための取組を実施。

有害物質一覧

硫青酸化物
ひ素
亜硝酸
ピウレット性窒素
スルファミン酸
カドミウム
ニッケル
クロム
チタン
水銀
鉛